

衣浦港港湾計画書

— 軽易な変更 —

平成 29 年 2 月

衣浦港港湾管理者
愛 知 県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・ 平成26年 2月 第34回愛知県地方港湾審議会
- ・ 平成26年 3月 交通政策審議会第55回港湾分科会
- ・ 平成26年10月 第35回愛知県地方港湾審議会

の議を経た衣浦港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

I	変更理由	1
II	港湾施設の規模及び配置	2
II-1	専用埠頭計画	2
II-2	水域施設計画	2

I 変更理由

立地企業の要請に基づき、武豊地区において、専用埠頭計画及び水域施設計画を変更する。

II 港湾施設の規模及び配置

II-1 専用埠頭計画

II-1-1 武豊地区

石炭や重油、石炭灰、石こう等を取り扱うため、専用埠頭を次のとおり計画する。

水深1.2m ドルフィン1バース [新規計画]

水深9.2m ドルフィン1バース [新規計画]

水深6.2m ドルフィン2バース [新規計画]

これに伴い、次の既定計画を削除する。

既定計画

水深9m 岸壁1バース 延長160m

水深7.5m 岸壁1バース 延長130m

II-2 水域施設計画

専用埠頭の計画に対応して、泊地を次のとおり計画する。

II-2-1 泊地

武豊地区

水深1.2m 面積139ha [既定計画の変更計画]

水深9.2m [新規計画]

水深6.2m 面積1ha [新規計画]

既定計画

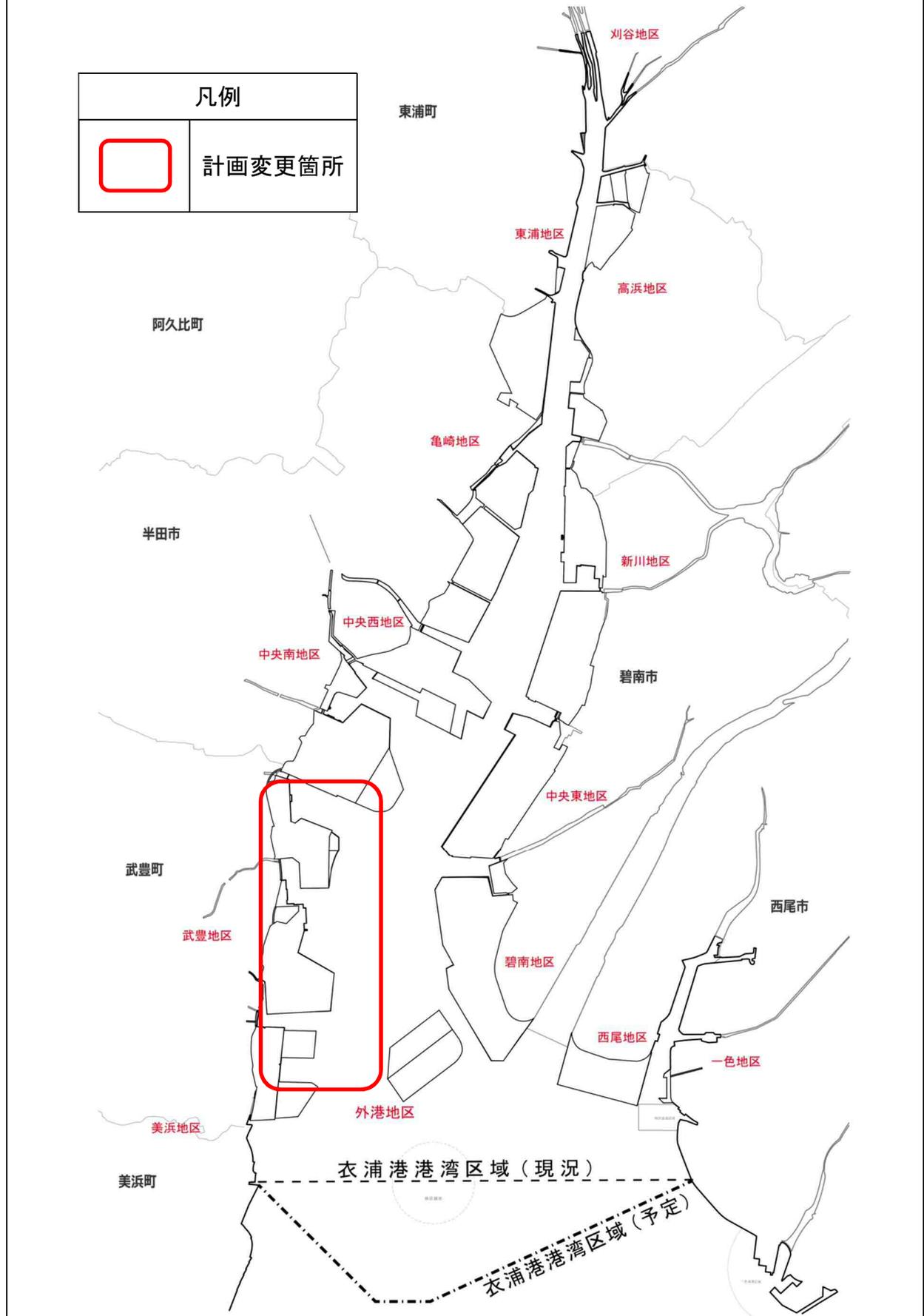
水深1.2m 面積114ha

水深9m

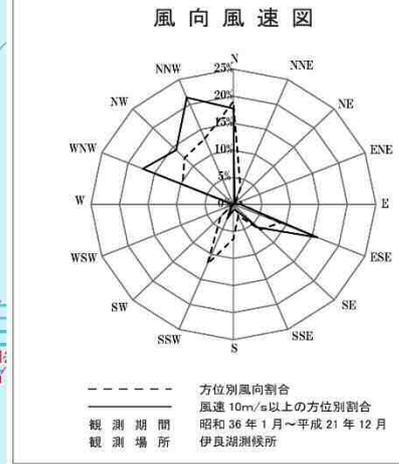
水深7.5m

衣浦港港湾計画位置図

凡例	
	計画変更箇所



衣浦港港湾計画図



凡例

	公共岸壁 (既設)
	公共前震強化岸壁 (既定計画)
	専用岸壁 (既設)
	公共物揚場 (既設)
	物資補給岸壁 (既設)
	公共船揚場 (既設)
	ドルフィン (今回計画)
	ドルフィン (既設)
	航路 (既定計画)
	航路 (既設)
	泊地 (今回計画)
	泊地 (既定計画)
	泊地 (既設)
	埠頭用地 (既定計画)
	埠頭用地 (既設)
	その他用地 (既定計画)
	その他用地 (既設)
	緑地 (既定計画)
	緑地 (既設)
	交通機能用地 (既定計画)
	交通機能用地 (既設)
	交通機能用地 (その他道路)
	交通機能用地 (既設)
	海浜 (既定計画)
	防波堤 (既設)
	小型棧橋 (既定計画)
	小型棧橋 (既設)
	海岸保全区域 (国土交通省) 水管理・国土保全局
	(国土交通省) 港湾局

